

議案第 33 号

北名古屋市保育所条例の一部改正について

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援新制度の創設により、保育基準及び利用者負担に関する規定が、子ども・子育て支援法に設けられたため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市保育所条例の一部を改正する条例

北名古屋市保育所条例（平成18年北名古屋市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理並びに保育を行う事由」を「管理等」に改める。

第5条を次のように改める。

（入所）

第5条 保育所に入所することができる者は、法第24条第1項に規定する保育を必要とする乳児、幼児又は法第39条第2項に規定する児童とする。ただし、北名古屋市保育所条例施行規則（平成18年北名古屋市規則第60号）に規定する保育所の定員に満たないときは、当該児童以外の児童（当該年度の初日において満3歳から小学校入学の始期に達するまでの者に限る。）を入所させることができる。

2 前項に規定する児童の申込手続その他保育の利用に関する事項は、市長が定める。

第6条及び第7条を削る。

第8条を第6条とする。

第9条第2号中「きたす」を「来す」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「保育所の管理及び保育の実施」を「保育所の設置及び管理」に改め、同条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。